

# 北海道“絆”men づくりプロジェクト

## 規 約

# 北海道“絆”menづくりプロジェクト規約

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 安全で安心して暮らせるというのは、社会の基本です。

人と人とのつながりが希薄化されている現代。

人や地域や社会が、家族のような「絆」で結ばれ、安全・安心どさんこ運動と連携し、挨拶からはじまり、みんながみんなを見守り、助け合うことで、犯罪や事故がなくなり、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指す為の活動を行う。

### (名 称)

第2条 本団体は、「北海道”絆”menづくりプロジェクト」と称する。

### (事務所の所在地)

第3条 本団体の事務所は、代表の定めるところに置く。

## 第2章 事 業

第4条 本隊は、第1条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 絆づくりに係る事業・イベント等の企画及び啓発広報活動。
- (2) 「安全・安心どさんこ運動」と連携し、「あいさつ・みまもり・たすけあい」運動を推進し、安全で安心な地域づくりに努める。
- (3) 行政・警察・消防等関係機関への協力。
- (4) 各種情報収集並びに関係機関・参加者や住民への情報提供。
- (5) 防犯講話・講習会等の実施。
- (6) その他、本団体目的達成のため必要と認められる一切の事業。

## 第3章 参加企業・団体

### (資 格)

第5条 本団体の趣旨に賛同し、絆づくりに貢献してくれる企業・団体及び個人。

### (参 加)

第6条 本団体の活動に参加しようとするものは、申込書とともに会費を納入するものとする。

(退 会)

第7条 本団体を退会しようとするものは、本団体に対し、退会届を提出するものとする。

但し、如何なる理由があろうと、徴収した会費は返納しないものとする。

(除 名)

第8条 次の各号のいずれかに該当する会員は、役員会の議決によって除名することができる。

- (1) 会費を支払わない場合。
- (2) 本団体の信用を著しく損ねた者。

## 第4章 総 会

(総 会)

第9条 総会は、通常総会及び、臨時総会とする。

(総会の招集)

第10条 本団体は、通常総会を年1回開催する。

(臨時総会)

第11条 (1) 代表が必要と認めたる時又は、役員会の過半数の要請があるときは、臨時総会を開催することができる。

- (2) 役員が召集する場合を除いて、代表が召集する。

(総会の議決事項)

第12条 次に掲げる事項は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 役員改選に関する事項。
- (2) 決算の承認及び予算の審議。
- (3) 規約の改定・改廃に関する事項。
- (4) 会費・シール代金等の改定に関する事項。
- (5) その他重要事項。

(総会の議事)

第13条 (1) 総会は、会員の2分の1以上の出席で成立する。但し、委任状も含む。

- (2) 総会の議長は、出席者の中から選出する。

(議 決)

第14条 (1) 諸会議の議決は、出席者の過半数を以って決する。

- (2) 可否同数の場合は、議長の決するところによる。

## 第5章 役員及び顧問

### (役員)

第15条 本団体に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 役員 若干名
- (2) 監事 若干名

### (責務)

第16条 役員は役員会を構成し、この規約の定め及び役員会の決議に基づき、本団体の活動を執行する。

### (役員選出)

第17条 役員は、選考委員会又は、役員相互により選出し定時総会において承認する。

選考委員は、役員会において推薦する。

### (任期)

第18条 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

### (分掌)

第19条 役員のうち、代表 1名・副代表 若干名・会計 若干名・幹事 若干名・事務局 若干名を置く。

- (1) 代表は、本団体を代表して本団体を統括する。
- (2) 副代表は、代表を補佐し、共に本団体の運営を計る。
- (3) 会計は、会計事務を掌る。
- (4) 幹事は、本団体の運営に協力する。
- (5) 事務局は、代表の旨を受け、役員会に提出する議案の作成及び、諸般の連絡等にあたる。

### (監事)

第20条 監事は、会計の監査を行う。

### (顧問)

第21条 本団体に、顧問及び相談役若干名を置くことができる。

## 第6章 役員会の招集

- 第22条
- (1) 本団体の役員会は、必要に応じ随時開催することができる。
  - (2) 代表が召集し、議長は代表が行うものとする。

## 第7章 会 計

(会計年度)

第23条 本団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日を以って終わりとする。

(会 費)

第24条 本団体の会費は、総会において決定するものとする。  
また、年度途中の入会について、月割りや日割り計算等をしないものとする。

(会 計)

第25条 会計報告は、通常総会に提示して承認を得なければならない。

## 附 則

- 1、 この規約に定めるものの外、事業の執行、その他の必要なる事項は、役員会の議決を経て別に定めるものとする。
- 2、 本規約は、平成25年 5月 1日より実施する。